

大分県報

平成二十九年
第二八七九号
五月九日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………一
建築基準法による道路位置の指定……………一

告示

大分県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十九年五月九日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名 県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	万治池地区	平二九・五・九から 平二九・五・二九まで	国東市役所

大分県告示第二百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
平成二十九年五月九日

大分県知事 広 瀬 貞

指定番号 別第二八一 三号	指定位置 速見郡日出町字岡ノ辻三六一 番一九九及び三六一番二〇一	指定年月日 平二九・四・二四	道路の幅員 メートル 六・〇〇	道路の延長 メートル 三六・五五
---------------------	--	-------------------	-----------------------	------------------------